

給与改定に関する覚書

逗子市当局と自治労逗子市職員労働組合は、平成29年度の人事院勧告に基づく給与改定について、5月21日の交渉で次のとおり合意したので本書を締結する。

2018年（平成30年）5月21日

逗子市総務部長

田戸 秀樹



自治労逗子市職員労働組合  
執行委員長

遠藤 利一



自治労逗子市職員労働組合現業評議会  
議長

服部 優子



合意内容については、次のとおりとする。

1 給料表の改定

国と同様に給料月額を引上げとする。（給料表別添）

2 勤勉手当の支給月数の改定

- ・ 6月期 現行 0.85（再任用0.4） 改定後 0.9（再任用0.425）
- ・ 12月期 現行 0.85（再任用0.4） 改定後 0.9（再任用0.425）

3 施行日

平成30年7月1日

4 その他

緊急財政対策に伴う給与削減の実施の間は、改定後の給料表及び勤勉手当支給月数を適用しない。（退職手当の基礎額は、給料表改定後の給料を適用する。）